

## 第28回

# ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会

## 議 事 録

日 時 2026年(令和8年)2月6日(金) 午前10時00分  
場 所 本庁舎 5階 5-1会議室

藤沢市 計画建築部 都市計画課

- 午前10時00分開会
- 挨拶（都市計画課）
- 資料確認（都市計画課）
- 成立宣言（都市計画課）
  - ・委員13名が出席により成立
- 会議、資料の公開（都市計画課）
  - ・本日の協議会の議題は全て公開
  - ・配付資料、会議録についてはホームページ等で公開する
- 議題の確認（都市計画課）
- 傍聴希望者の確認（都市計画課）
  - ・傍聴希望者0名

## ●議題（１）「藤沢市自転車走行区間のあり方」の改定について

- 事務局（道路整備課）議題１、「藤沢市自転車走行区間のあり方」の改定について、ご説明させていただきます。

藤沢市では、自転車通行空間の整備形態の選択や各整備形態の統一した整備方法の考え方を取りまとめた「藤沢市自転車走行空間のあり方」を２０１４年９月に策定しました。そして、現在までに３回改定を行っており、今回が４回目の改定となります。なお、改定箇所については、赤字で記載しております。よろしくお願いいたします。

次のスライドにお進みください。今回、修正を加えた主な変更点としては、３つございます。

- ① 「自転車走行空間」→「自転車通行空間」に変更
- ② 車道混在の整備形態について
- ③ 自転車歩行者道におけるピクトグラムの修正

となります。なお、今回のふじさわサイクルプラン推進連絡協議会で報告後、関係各課と調整を行い、２０２６年３月の改定を予定しております。

次のスライドにお進みください。まず①「自転車走行空間」→「自転車通行空間」の変更について説明いたします。国が出している「安心して快適な自転車利用環境創出ガイドライン」において、「走行空間」ではなく「通行空間」の表記となっていることから、本書においても全て「自転車通行空間」に変更いたしました。なお、ふじさわサイクルプランについても昨年度の改定で変更しております。

次のスライドにお進みください。次に、「②車道混在の整備形態」について説明いたします。これまで、車道混在で整備を進める中で、外側線と側溝の間の幅員が変化する場所が市内でも複数ございました。このような場所における整備方法を、「外側線と矢羽根を交差する形で整備を行うこと」とし、例外パターンとして新たに追加しています。

次のスライドにお進みください。次に、③自転車歩行者道におけるピクトグラムの修正について説明いたします。自転車歩行者道における、構造分離された車道側において、現行版では「自転車ピクトグラム」のみの表示でしたが、今回の改定で「歩行者・自転車ピクトグラム」に変更いたしました。自転車歩行者道のルールとして、構造分離されている場合であっても、原則は歩行者が優先となりますが、現行版の自転車だけのピクトグラムの場合、自転車しか通行してはいけないと誤認される方が多くいるという話をいただきました。今後は、このような誤認を防ぎ「歩行者が優先」というルールをより周知していけるよう、ピクトグ

ラムの修正を【改定案】のとおり行う予定です。本書の改定を行い次第、順次、現地の修正を行っていきたいと考えております。

以上で、「藤沢市自転車通行空間のあり方」の改定についての説明を終了いたします。

- 岡村会長 改定ということで現在動いているということですが、何か皆様からご発言ありますか。基本は現状に合わせたということになりますが、よろしいですか。それではこの会議としては特にご意見なかったということで記しておいてください。ありがとうございます。

## ●議題（２）「藤沢サイクルプラン【実施計画】」の改定について

- 事務局（道路下水道総務課、道路整備課）議題２、「ふじさわサイクルプラン実施計画の見直しについて」ご説明させていただきます。本日お配りしている資料についてですが、お手持ちの資料として、

3. サイクルプラン実施計画の案の本編と資料

4. 新旧対照表

を配付しております。こちらにつきましても、資料1. 協議会スライド資料と併せてご覧いただければと思います。なお、改定箇所については、赤字で記載しております。次のスライドにお進みください。

はじめに、【実施計画】の概要について、ご説明させていただきます。【実施計画】は、ふじさわサイクルプランで示す取組方針のうち、通行空間整備に関する「自転車通行空間の整備」と駐輪環境整備に関する「駐輪環境づくり」について、整備の実効性をより高めるため、実施スケジュールを示すものです。現行の実施スケジュールは、令和2年度から令和12年度までの第4期11年としておりましたが、上位計画である改定後のふじさわサイクルプランに合わせ、令和2年度から令和22年度までとし、第7期21年としました。また、今年度が第2期の最終年度であり、来年度から第3期を迎えるため、第2期の実績を踏まえた計画の見直しも行っております。なお、計画の見直しを反映した改定版は、新年度となる4月からの施行を予定しております。

次のスライドにお進みください。【実施計画】の構成と合わせて、今回の改定内容全体について、ご説明いたします。まず、第1章では、実施計画の位置付けや役割について記載しており、上位計画であるふじさわサイクルプランの改定に伴い、変更となった点を反映しております。

次に、第2章及び第3章は、「自転車通行空間の整備」と「駐輪環境づくり」それぞれの実施スケジュールを示していることから、これまでの整備結果等を踏ま

え、新たなスケジュールを示しております。最後に、第4章では進行管理と計画の見直しとして、第2期までの実績や、第3期以降の計画の取りまとめを行っております。資料編は、各路線や駐輪施設ごとの概要や計画を示したものですので、今回の見直しの結果を反映しております。また、全体を通して、「自転車走行空間」という文言を、国のガイドラインに合わせて「自転車通行空間」に改定しております。

次のスライドにお進みください。まず、第1章の「はじめに」について、改定した点をご説明します。現行の【実施計画】では、ふじさわサイクルプランにおいて「はしる」「とめる」「つかう」「まもる」の4つを基本方針としておりましたが、2024年3月に改定されたふじさわサイクルプランでは、この文言が変更されています。それぞれ合わせ、「はしる」は、「安全で快適な自転車通行空間の整備」、「とめる」は、「鉄道駅周辺を重点とした利用者に優しい駐輪場づくり」、「つかう」は、「自転車の利用促進」、「まもる」は、「交通ルールの遵守・マナーの向上に関する意識の醸成」と、今回改定を行います。

次のスライドにお進みください。次に、第2章の「自転車通行空間の整備」について、改定した点をご説明します。第2章では、実施スケジュールが記載されており、概要のとおり、ふじさわサイクルプランに合わせて計画期間を改定します。

次のスライドにお進みください。こちらは、昨年度のふじさわサイクルプランの改定に伴い、新たに追加された路線になります。今回の改定で、【実施計画】にも反映しております。

次のスライドにお進みください。こちらが、第2章で示した、追加路線を反映した実施スケジュールになります。改定内容としては、前頁でご説明した追加4路線に加え、実施スケジュールを延伸したもの、及び他の事業の進捗による整備時期の改定や、関係機関との協議による整備形態の改定について、反映しました。このページ以外のその他路線の見直し結果につきましては、お配りしたお手元の資料の「P. 1～P. 4にある実施スケジュール、全体図」にそれぞれまとめておりますので、ご説明は割愛させていただきます。第2章の変更点としては以上となります。

続いて、第3章、「駐輪環境づくり」についてご説明させていただきます。次のスライドにお進みください。道路下水道総務課より、第3章の「駐輪環境づくり」の改定内容について、ご説明します。第3章の「駐輪環境づくり」についても、記載のとおり、ふじさわサイクルプランに合わせて計画期間を第7期までに延伸しますが、駐輪環境づくりにおいて、現段階で15年後までの計画をすることは、不確定要素が多くなってしまうことから、今期の改定では、第3期から第4期までの6年間の実施スケジュールについて計画し、第5期以降については、

進捗状況等に応じて、計画を更新してまいります。

次のスライドにお進みください。現行の実施計画では、3つの方針と3つの施策に基づき、計画を進めてきました。昨年度のふじさわサイクルプランの改定に伴い、駐輪環境づくりの内容も一部改定したため、実施計画におきましても、進捗状況や上位計画との整合性を図り、方針と施策を更新しました。主な変更点としましては、表現の見直しを行い、一部施策を集約し、新たに3つの施策を位置づけました。

では、それぞれの計画についてご説明します。次のスライドにお進みください。まず、方針1の「新たな駐輪スペースの確保」の「新設・増設」の施策についてご説明します。第2期での調整・検討結果を踏まえて、各計画の見直しを行いました。それに伴い、整備対応箇所の追加や集約、更新をしました。なお、近年、藤沢駅南口周辺については、駐輪場需要が高く、駐輪不足が課題となっていることから、駐輪需要や利用実態を調査し、既存駐輪施設の改修などの検討を進めてまいります。

次のスライドにお進みください。次に、方針2の「既存駐輪施設の利用環境の向上」の「有料化」の施策についてご説明します。第2期での調整・検討結果を踏まえて、各計画の見直しを行いました。有料化の整備着手に至らなかった施設については、利用実態等を調査し、あり方の検討を進めてまいります。

次のスライドにお進みください。次に、方針2の「既存駐輪施設の利用環境の向上」の「機械化」の施策についてご説明します。第2期で整備対応箇所である全12箇所の機械化が完了したため、整備済と表記しました。なお、今年度2月に供用開始した藤沢駅南口自転車等駐車場については、現状の利用実態を考慮し、定期更新機のみを導入となりました。こちらについては、施設改修等に併せて、更なる利用環境の向上に向けた施策の検討を進めてまいります。

次のスライドにお進みください。次に、方針2の「既存駐輪施設の利用環境の向上」の中で新たに追加する「駐輪環境整備」の施策についてご説明します。近年の子供乗せ自転車等の大型自転車の需要の高まりにより、それらに対応する駐輪スペースの拡充が必要であることから、施設のラック改修などと併せて、段階的な整備を進めてまいります。

次のスライドにお進みください。次に、今回、新たに追加する方針3の「駐輪施設の老朽化対策・長寿命化」の「修繕・改修」の施策についてご説明します。現在、既存駐輪施設において開設後20年以上経過した自転車駐車場が8割近くを占めており、施設の老朽化が進行しています。そこで、計画的に修繕等を行い、施設の機能を継続的に維持することが必要になるため、長寿命化計画を作成し、適宜修繕・改修を図っていきます。現段階では、各施設の実施スケジュールを定めることができないため、こちらのスライドでは、参考の全体スケジュール

ルをお示ししています。

次のスライドにお進みください。次に、方針3の「駐輪施設の老朽化対策・長寿命化」の「機器更新」の施策についてご説明します。第2期で市営有料駐輪施設の全27箇所の機械化が完了しました。今後は、機械化した施設について、機器の耐用年数が概ね10年程度となっていることから、各施設の機器の劣化状況等を確認しながら、順次機器の更新を進めていきます。

次のスライドにお進みください。次に、第4章の変更点についてご説明します。第4章では進行管理と計画の見直しについて示しており、整備時期ごとに整備目標に対する進捗結果などの評価・検証と計画の見直しを行い、次期計画に反映するものとしております。

次のスライドにお進みください。こちらは「自転車通行空間の整備」について、進捗結果などの評価・検証として、整備の目標値と実績値の比較を行っております。前回の協議会での説明と重複してしまいましたが、第2期の実績は、鉄道駅周辺の自転車通行空間づくりとして、藤沢駅周辺は全て完了し、辻堂駅周辺は全体の約91%の進捗率となっております。自転車通行空間整備については、自転車専用通行帯は26.9%、車道混在については60.3%となっております。こちらについては、関係機関との協議により、亀井野二本松線を含む、整備手法を変更した路線があるため、目標に対し進捗が図れなかったといえます。このことから、鉄道駅周辺の整備については、多少遅れが生じています。自転車通行空間整備については、関係機関との協議により整備手法を見直した路線等があることから、進捗率が目標に達成しておりません。

次のスライドにお進みください。続いて、ここでは、自転車通行空間整備についてのスケジュールの見直しを行った結果を示しています。ふじさわサイクルプランで新たに追加された4路線を含め、全路線のスケジュールをこれまでの事業の進捗を踏まえ、見直しました。

次のスライドにお進みください。先ほどの進行管理を地図におとしております。こちらは、お配りしておりますお手元の資料の「P.5整備計画図」をご覧ください。左側に現計画のもの、右側に改定案を記載しております。基本的には、第3期は湘南台駅付近の路線、第4期は長後駅周辺の路線とし、その他関係事業との調整も図りながら、ネットワークが繋がるよう計画しておりますが、全体計画を考慮しつつ、前倒して整備ができるような場合は、計画に関わらず整備を進めていきたいと考えております。

次のスライドにお進みください。こちらは「駐輪環境づくり」について、進捗結果などの評価・検証として、整備の目標値と実績値の比較を行っております。方針1、新たな駐輪スペースの確保の「新設・増設」については、1箇所で整備着手に至ることができませんでしたが、引き続き、課題である藤沢駅南口周辺の

新設・増設の検討を進めてまいります。

方針2、既存駐輪施設の利用環境の向上の「有料化」についても、検討の結果、目標である1箇所の整備着手ができませんでした。引き続き利用状況を調査し、あり方の検討をしてまいります。方針2、既存駐輪施設の利用環境の向上の「機械化」については、目標箇所すべての機械化が完了しました。

次のスライドにお進みください。今回の改定で追加するこれらの計画については、第2期の時点で目標値を設定していないため、第4章の進捗結果では、実績のみ示しております。

次のスライドにお進みください。これらの課題を踏まえ、新たにこちらに示すスケジュールで計画を進めてまいります。以上で、ふじさわサイクルプラン【実施計画】の改定についての説明を終了いたします。

- 岡村会長 皆様からご発言等ありましたらお願いいたします。これまでと違って、かなり練った最終案ということで、なかなか発言をしにくいところがあるかもしれませんが、ぜひお気づきのところがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。こちらもご意見は出なかったということで記載していただければと思います。ありがとうございます。

### ●議題（3）「湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画」について

- 岡村会長 それでは3番目、「湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画について」の説明をお願いいたします。
- 事務局（都市計画課）議題3. 「湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画について」をご説明させていただきます。本議題の説明内容は、お手元にお配りしております資料4、湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画(案)についての概要を説明いたします。

前回、昨年2月に行った第26回の内容の振り返りといたしまして、

- ・ 鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画の藤沢サイクルプランでの位置づけ
- ・ 今後のスケジュール
- ・ 湘南台駅周辺の自転車ネットワーク路線の選定

をご説明させていただき、今回新たな内容としまして、鉄道駅周辺の自転車ネットワーク路線以外に必要なその他対策箇所についてご説明させていただきます。

第26回の内容の振り返りになります。ふじさわサイクルプランでは、基本方針1、自転車の利用環境が整うまちづくりの（2）鉄道駅周辺の自転車通行空間

整備において、鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画を策定することと位置付けております。

今後のスケジュールについては、ふじさわサイクルプラン【実施計画】で定められているとおり、現時点では、令和7年度に湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画を策定し、令和8～10年度に整備を行う計画となっております。

鉄道駅周辺の自転車ネットワーク路線の選定方法については、ステップ1として、鉄道駅周辺自転車通行空間エリアの範囲を設定します。次に、ステップ2として、駅周辺の道路状況を踏まえ、駅中心部と駅周辺を直線的に結ぶ路線を候補選定します。さらにステップ3として、自転車関連事故が多く発生している路線、歩道がない通路通学路、大規模商業施設関連路線を候補選定し、最後にステップ4として、自転車の利用実態を踏まえた決定をします。このフローを自転車ネットワーク路線の選定の基本的な考えとしており、湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画においても、このフローに基づき選定を行いました。

第26回の検討では、以上の内容や区画整理により整備された道路状況等を踏まえまして、スライドに示すような湘南台駅周辺の自転車ネットワーク路線

(案)を作成し、報告させていただきました。ネットワーク路線のうち、赤で示しているのは歩道がある路線で、黄色で示しているのは歩道がない路線となります。

鉄道駅周辺の自転車通行空間の整備形態については、歩道ありの路線では、スライド左側に示すように車道混在による整備として矢羽根の設置、歩道なしの路線では、スライド右側上段に示すように左側通行の自転車ピクトグラムによる整備を行います。また、駅中心部については、スライド右側下段に示すように、自転車押し歩きを促す案内を車止めや路面シートなどを用いて整備を行っていきます。以上が第26回協議会でご報告させていただいた内容になります。

次に、前回第26回にご報告させていただいた整備計画から新たに検討した内容として、

- ①施設出入口整備箇所
- ②「駅中心部」外周道路における整備
- ③駅前交通広場での表示
- ④その他の整備箇所

以上の四つの対策箇所を検討いたしましたので、ご説明させていただきます。

①の施設出入口整備箇所となります。駐輪場と公園の出入口のほか、保育園の自転車送迎を考慮し、施設の出入口の状況に応じて自転車ピクトグラムを設置します。

施設の出入口に一番右側に示すように、左側通行を促す自転車ピクトグラムを設置してまいります。写真で示しているものが整備後のイメージです。この写真は整備が完了した藤沢駅周辺の保育園前と公園前の道路になります。

②の「駅中心部」外周道路における整備です。自転車の歩道通行可の標識がない歩道において、歩道内の通行が多くみられるため、駅前交通広場に向かう路線の交差点の歩道には歩行者の通行の支障にならない範囲で「自転車押し歩き」案内の設置を行います。

こちらが整備後のイメージです。この写真は藤沢駅周辺の「自転車押し歩き」案内設置の状況です。下の例に示す「自転車押し歩き」案内の設置を行います。

③駅前交通広場での表示です。「駅前交通広場」には歩道に自転車通行可の標識がありませんが、自転車の歩道内走行がみられるため、歩道に「自転車押し歩き」案内を設置して、自転車の押し歩きを促進します。また、東口には駐輪場が駅中心部に配置されており、車止めを設置することで駅前交通広場内を通行する自転車に押し歩きを促進します。

こちらが西口の案内設置箇所になります。広場内に入ってくる自転車通行者に「自転車押し歩き」案内を設置して押し歩きを促進します。

④その他の整備箇所になります。湘南台駅東口自転車駐車場出入口付近の歩道は自転車通行可の指定があるものの、歩道内は歩行者が優先されることから、自転車利用者に向けた注意喚起として、「歩行者優先」を促す路面標示を設置します。

今後の予定になります。本日の意見等を踏まえて、湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画を追加し、鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画書を令和8年3月中に改定を行います。改定後、令和8年度から湘南台駅周辺の自転車通行空間整備を開始する予定です。議題3の説明は以上になります。

- 岡村会長 本件につきまして、皆様ご質問・ご意見、いかがでしょうか。  
皆様が考えている間に確認ですが、駅前広場の一番駅舎に近いところに駐輪場入口があるので押し歩きをするということがよろしいですか。  
因みに駅前広場の車道については、自転車は駄目とも良いとも特に表示はしないということですか。基本的には、駅前広場の歩道部分を押し歩きで出入りしてください、車道を通行して直前で歩道に上がってくることはできれば、して欲しくないというメッセージでいいですか、という確認です。
- 事務局（都市計画課） ロータリー部分については自転車が進入できないような規制がないので、自転車が通行できないような表示はできませんが、こちらの整

備方針では車道のロータリ一部分は進入して欲しくないので、積極的な通行を促すような表示はしていかない、駅前交通広場を通行する際は、歩道内を押し歩きで通行していただきたいと考えております。

- 岡村会長 37ページにおいて、例えば西口の方ですが、駅前広場の手前の道路、一番西側のところで、歩道の入口に押し歩きをしてくださいという案内設置をするということですが、駅前広場に入ってくるところまでの車道については、おそらくバスが停車していたりする可能性があります、そこに矢羽根は設置されませんか。
- 事務局（都市計画課） ありがとうございます。西口側の矢羽根は設置しない事としております。
- 岡村会長 ネットワーク路線なので、おそらく西側の方は入ってくるのではないのでしょうか。また、駅前に続くその他の道路については特に矢羽根は入らないのでしょうか。
- 事務局（都市計画課） ハッチングがかかっている部分に関しては、矢羽根は設置しない形になります。
- 岡村会長 ハッチの外では矢羽根は設置されるのですか。
- 事務局（都市計画課） そうです。
- 岡村会長 ということは、ハッチがかかっている部分に入ったら、自転車については「歩道に上がって押し歩きをしてください」というメッセージをそれなりに出すのでしょうか。
- 事務局（都市計画課） はい、規制上はなっていませんがなるべくそのように通行していただきたい、というこちらの意思を矢羽根を設置しないという形で示していくという形になります。
- 岡村会長 要は、多分ハッチがかかったところでも、矢羽根に従って入ってきた人は、多分そのまま車道を走行していくであろうと思われませんが、それについては特段よろしくないとは言わないのでしょうか。

- 事務局（都市計画課）　そうです。
- 岡村会長　そのあたりを曖昧にするということも1つの考え方ですし、曖昧にせずロータリーの車道を通行させるのか、歩道内押し歩きで通行させるのかをはっきりと誘導するのか、つまり、明確にするか、あえて曖昧にしておいた方がいいか、というのが質問です。特に西口側です。
- 事務局（都市計画課）　西口側につきましては、7時から9時までの間にロータリーが一般車両自転車含めて通行禁止なので、規制に従って自転車も入ってこないでいただきたい。ただ、それ以外の時間に関しては通行できませんというような規制上のそういったものはないので、できればということで、促すような形で整備を行っていきたいと考えています。
- 岡村会長　はい。他皆様いかがでしょうか。私はあまり土地勘がない中で申し上げているのでぜひご存知の方はお願いします。
- A委員　議題とは少し違うのですが、県の藤沢土木事務所のご尽力により、境川の御殿橋から上流の堰堤の雑木の雑裁を実施していただきました。ありがとうございました。とても綺麗になり、大雨のときも支障の懸念がなくなり、サイクリングロードを利用する人たちも楽しい走行ができると思っております。議題とはかけ離れていたのですが、お願いしていたことを、やっていただきましてありがとうございました。
 

もう一つですが、これもちょっと違うのですが、藤沢駅の切符売り場では大人の休日倶楽部は機械で買えるのですが、ジパングは機械で買えないのです。1時間ぐらいお年寄りが待っていて、私も待ったことがあるのですが、皆さんお年寄りなのです。それで、本社の方にメールを送りました。結果、たくさん椅子を置いてくださいました。待合室って椅子があるのが普通だなんて私は思っておりましたのでやっぱり声を上げることはとっても大事。みんなのためにも大事だなんてすごく思いました。

また、車道歩行通行が自転車は原則なのですが、藤沢橋から駅までがすごく怖いのです。それで気をつけて走っているつもりですが、歩道を使ってしまいます。

さらに駐輪場がまだまだ足りない。みんなの庶民の足は、自転車なので、これをまた進めていていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。
- 岡村会長　はい、どうもありがとうございます。他はいかがでしょう。お願い

します。

- B委員 先ほど、岡村会長からお話がありました、西口駅前交通広場は7時から9時については交通規制があるから自転車は入れない。それ以外の時間に関しては、基本的には促しを行っていくというお話だったかと思うのですが、弊社としても事故防止が一番重要視していきまして、車道を自転車は通行できない促しをするようなサインを持っていただくと大変ありがたく思います。よろしくお願ひします。
- 事務局（都市計画課） 今回の整備計画のところには入っていない部分もあるのですが、ソフト施策の部分でそのような取組はしっかりやっていきたいと思ひますし、実際、交通量調査をとりますと、ほとんどロータリーの中での通行というのは見受けられません。もし、営業所様とご連絡を取り合ひ、そういったことが実際に問題となっているということであれば、ご報告いただければ少しお話をさせていただひて、少しでも解決に向けた方策を考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- B委員 わかりました。ありがとうございます。
- 岡村会長 他はいかがでしょうか。特によろしいですか。議題（3）については、この内容を基本として細部を修正した形で確定ということになるかと思ひます。皆様どうもありがとうございます。

#### ●議題（4）「自転車への交通反則通告制度（青切符）導入に関する取り組みについて」

- 事務局（防犯交通安全課） 議題4. 「自転車への交通反則通告制度青切符導入に関する取り組みについて」ご説明させていただきます。

令和8年4月1日から開始する自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入に向けて、街頭キャンペーンとして、警察と合同でショッピングセンターや駐輪場にて、自転車利用者に対してチラシとリーフレットを配布し、啓発活動を行いました。また、各地区においても、個別で街頭キャンペーンや自転車の新しいルールに関する講座を実施して、周知・啓発を行っております。

1月25日号で地域回覧を実施しました。また、広報ふじさわ3月10日号に青切符に関する特集を掲載し、広く市民の皆さまへ周知・啓発を行う予定です。

取締りは16歳以上が対象となることから、市内の中学3年生及び高校1年生に対してチラシやリーフレットを配布し、自転車の安全利用を呼びかけてまいり

ます。また、自転車の購入者に対しても、自転車商協同組合加盟店において、リーフレットを配布し、周知を行っていきます。

また、資料に記載はありませんが、市内の一部大型スーパーにおいて、店内へのポスター掲示や買い物かごへのチラシ掲出を実施し、買い物客へ啓発を行っております。このほかにも、藤沢市では毎月5日と22日を自転車マナーアップの日とし、藤沢市公式LINEにて啓発メッセージの配信を行ったり、5月は九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間とされていることから、各地区で自転車の街頭点検を行うなど、継続的に、青切符の導入を含め、正しい自転車の交通ルール・マナーの周知啓発を行ってまいります。

- 岡村会長 青切符導入について、このような取組を藤沢市も行っているというのですが、皆様のご意見等、ぜひお願いいたします。
- C委員 青切符導入とありますが、実際にこれを導入して、ある程度の成果を検証していくような予定はあるのでしょうか。
- 岡村会長 まずは藤沢市側としてはどう考えているのか、というのがありますが、もし可能であれば交通管理者様からもご発言がいただけたらと思います。
- 事務局（防犯交通安全課） 藤沢市といたしましては、事故件数を毎年、警察署から報告をいただいて、それを事故統計としてまとめて発表しております。自転車事故件数の増減を見ながら、今後の周知啓発に取り入れていきたいと考えております。  
また、藤沢市内の事故の中でも自転車に関する事故は他県、神奈川県の中でも多く、最近までは3割を超えており、令和6年度は27%でした。少しずつ減少しておりますが、今回の青切符だけではなく、様々な交通安全に関する周知・啓発活動等を行い、事故全体の中で自転車事故を少なくしていきたいと考えております。
- 岡村会長 交通管理者様からもこれを踏まえて、行っている取組やその他発言できる範囲のことがありましたらお願いします。何かございますか。
- D委員 （頷いて無しと回答）
- 岡村会長 可能であれば1年後に実績や客観的事実をお知らせいただくと、この中でまた討議ができるかなと思います。また市の協議もしていただけたらと思い

ます。

- E委員 青切符の違反者について、車の駐車禁止の取り締まりのように、警察官が立って、チェックをするような感じになるのでしょうか。例えば、スマホをいじりながら走っている自転車がいた場合、誰もいないところでは完全にスルーしてしまうことになりませんが、それを定期的に監視、チェックするような取組になるのでしょうか。
- 岡村会長 交通管理者様からご発言をいただけますか。
- D委員 現在警察署でも本部からの細かい示達等がまだ来ていない状況で、不透明なところがあるのですが、実際に青切符が導入されることに関しては自転車の元々の違反が切符として処理されるというような感覚です。確定ではないのですが、現況の自動車やバイクと同じような取り締まりをする方向になると考えられます。
- 岡村会長 はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、お願いします。
- F委員 先ほど藤沢市から、事故件数を把握しているとありましたが、地図上で把握していると聞いたことがあるのですが、いかがでしょうか。
- 事務局（防犯交通安全課） 場所の把握につきましては、警察署から、事故発生場所および事故の内容をデータでいただきまして、藤沢市で「交通事故発生マップ」というものを作成しております。その中で事故の発生場所、事故の種類等を公表しており、そのマップで把握しております。
- F委員 ありがとうございます。続けてですが、自動車の場合、「この先事故多し」、「この先カーブ」など、事故防止の看板がありますが、自転車に乗っていてこのような看板を目にしたことはありません。そのような看板を例えば、自転車事故の多い場所に建てる様な事は可能なのでしょうか。これが、警察の取組なのか、藤沢市の取組なのかは分かりかねますが、看板を建てる計画はあるのでしょうか。
- 事務局（防犯交通安全課） まず藤沢市から回答いたします。市では、事故が多いではなく、自転車が止まらないと危ないという場所に「自転車止まれ」の路面

用シールを貼っております。また、「歩行者に注意」「速度落とせ」など実際に危ない箇所ですよという市民の方からの申し出があったときに、そういった注意喚起を自転車についても実施しています。

- 岡村会長 所謂、法定外表示という標識、ルールで定められていなものをここに出すことは、警察も市も当然いくつか実施されているところでは。おそらく、市民からご要望の声があり、具体的に危ないということがわかれば、実施されていると思いますが、判断が難しいと思います。どこもかしこも表示をすると、効果がなくなってしまうので、ルールに基づいて、こういう場所にはこういう表示が望ましいというようなことを行っている事は自転車以外もあるので、法定外表示は一般論としてはあり得るかなと思います。

「歩道通行を止めてください」というような路面標示や、矢羽根による車道通行の促しはかなり出来ているかなと思いますが、事故等が明らか起きていて、危険であれば設置するという事なのでしょう。他はいかがでしょうか。では、こちらにも色々実績が出てきましたら、この場でぜひご報告をいただければと思います。ありがとうございます。

## ●議題（５）協議会の取り組みについて（動画について）

- 事務局（都市計画課）議題５「協議会の取り組みについて」動画作成の取り組みについてご説明させていただきます。本議題の報告内容は、
  - ・ 取り組みの目的
  - ・ 前回の内容
  - ・ 動画の作成作業
  - ・ 動画の構成
  - ・ 掲載場所
  - ・ 今後について

報告させていただきます。

取組の目的です。ふじさわサイクルプランでは、基本方針３、自転車を活用したまちづくりにおいて、自転車の利用促進をするため健康増進に繋がる情報の発信を行うとしております。

取組の目的です。ふじさわサイクルプランでは、基本方針３、自転車を活用したまちづくりにおいて、自転車を活用した健康社会の実現のため健康増進に繋がる情報の発信を位置付けており、この方針に沿って本取組を行いました。

前回の内容の振り返りです。自転車と健康を関連させた情報発信と自転車のルールやマナーの周知に関する動画を作成し、ホームページや市役所のデジタルサ

イメージなどでの掲載をすることについて了承をいただきました。

基本的な方向性として①ポイントを押さえた短めの動画とすることとし、作成した動画は、1分40秒程度で字幕対応。②専門的な視点からのポイントを掲載していくこととして、関連機関である健康づくり課からアドバイスをいただき作成しました。

具体的な動画の作成作業についてですが、全4回の打合せを行いました。その中で、動画の構成やイメージを決定させながら、動画作成に必要な画像、動画の撮影や、協力者への取材を行い、素案の確認、確認後の追加分の撮影と徐々にブラッシュアップを図りながら完成させました。

動画を作成するにあたっては様々な方からご協力をいただきました。健康に関するアドバイスについては健康づくり課、動画で使用する画像等の素材は江ノ島電鉄様、健康づくり課、防犯交通安全課等から提供頂きました。また、健康づくりを応援しているふじさわベジプラス店である2525homemade様、This is Me Kitchen様の二店舗にも取材協力を頂きました。

動画構成です。ふじキュンが投げかけるように全体を構成し、散歩や自転車を利用した健康づくり、交通ルールや自転車通行空間の通行の仕方の紹介をおこなっております。作成いたしました動画を流しますのでご覧ください。

(動画を放映)

掲載場所になります。既に掲載している場所に関しては、都市計画課のユーチューブチャンネル、藤沢市役所内のエレベーターホール等に設置されているサイネージ、藤沢駅北口地下通路内のサイネージで掲載しております。今後の掲載場所としては、動画作成にご協力いただいた、健康づくり課のインスタグラムや、江ノ島電鉄様とも調整中でございます。

今後についてですが、掲載場所を拡大するため、関係各所に掲載依頼の呼びかけや、QRコード付きチラシを作成し、協力事業者に貼り出しや配布依頼を検討します。今後もSNS等を通じた健康増進に繋がる情報の発信などを通じて、自転車を活用した健康社会の実現へ向け、施策を進めてまいります。

- 岡村会長 どうもありがとうございます。（動画制作に携わった委員に対し、）動画制作ご協力大変ありがとうございました。素材提供その他ご協力いただきましてありがとうございます。ご質問ございますか。はい、お願いします。
- G委員 私共は現在、相当なスピードでシェアサイクルを増やしております。今、全体で1000台ぐらい自転車の方を保有しているのですが、この5年以内に500台以上増やしまして、2030年には1600台を超えるような整備を予定しております。

背景には、地域経済を活性化するという部分において、いかに市民の皆様がお

出かけしやすい環境作りをするか、そこはすごく大切だと考えています。ただ、当社は鉄道のみならず、バス事業を営んでおりまして、世の中の話題になっていますが、バスの運転手が本当に不足しています。

バスは大型2種という免許になるのですが、それをお持ちの方が本当に少ないので、バスの運転手さんが本当に不足しているのです。当社でも数十名不足しています。そうするとバスの本数を出したくても出せない。バスを出せないとなった場合でも、市民の皆様のご移動の支えになればという思いでシェアサイクル事業を行っております。現在はシェアサイクルが非常に大きな役割を果たしており、やはり色々な企業様が出てくることによってシェアサイクルも利用頻度が認知度も高まって非常に増えています。鉄道、バス以外の移動手段として、自転車は必要で有効なもの、その他にもこれから色々な新規手段を考えていきますが、自転車の通行空間を藤沢市様で整備をいただいて、逆に民間である我々は、ソフト対策として、実際にお使いいただくものとしてシェアサイクルの整備というのをどんどん継続的にやっていきたいと思っておりますし、こういった場をお借りしながら、皆様のご意見いただきながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 岡村会長 はい、他はいかがでしょうか。動画をたくさん流していただいて皆さんに見ていただきたいと思っております。よろしいでしょうか、これでひと通り議事終了でございます。

事務局から何かございますか。皆様からは何か、これを機会にお話ししたいことがあればご発言お願いします。お願いします。

- E委員 色々なところからお聴きした話です。次の計画のときに考えていただければと思います。まず辻堂駅周辺。北口から南口に行くルートは、自転車を利用する場合少ないということです。自転車がエレベーターに乗れるようなところもあるようですが、線路の下の地下道があり、歩道はあるそうですが、自転車ではとても通行しにくいそうです。最近のお母さん方は電動自転車にお子様を乗せませんが、自転車が重い。それを押して地下を通行するのは大変という話はよく聞きます。早急に道を新たに作るころは難しいことですので、変える場合にそういう意見があるという事お伝えしたいと思っておりました。

市民会館が建替えということで、駐輪場の一つ手前のところが現在止められないようになっているようです。秩父宮体育館前は普通に自転車置き場やバイク含めて止められるようになっているようですが、今後その建て替えの工事に伴って使えない場所が出てくると思うのです。体育館をそのまま利用するというので自転車やバイクはあると思っております。現状のところが無理であれば、その周辺に

確保していただければ助かります。

あともう一点、矢羽根についてです。自転車優先部分を作っていただいているのですが、街路樹が場所によりますが、サルスベリ等の街路樹が伸びますので、歩道側を走るにしても自転車通路にしても邪魔になるところがあります。人手のない時期ですので切ってくださいとは申し上げにくいのですが、ご配慮していただければと思います。近所の方が街路樹を勝手に切るっていうのはいかなものなんでしょうか。とりあえずこの木だけという感じで、それは駄目なことなのですかというのをお聞きしたいと思います。

○ 岡村会長 道路管理者での指導になると思います。

○ 事務局（都市計画課） 今お話しにありましたのが、辻堂の南北の自転車の通行についてと市民会館付近での駐輪場の件、あとは、自転車通行空間が整備されている車道に出ている木の枝の伐採についてかと思えます。

辻堂の南北の通路のところにつきましては、辻堂駅周辺の自転車環境の整備はほぼ完了しておりますが、物理的な上下というのは鉄道がある以上は避けられないところにはなってきます。新たな道路の計画はありませんが、あったとしてもそこは避けられません。現在の整備状況としましては、安全面には考慮しまして、地下道の歩行者や自転車が通行できる通路に関しましては押し歩きを促すような形で整備をさせていただいているというような状況でございます。

市民会館の自転車駐輪環境につきましては、施設利用者用の駐輪場になりますので、その駐輪場に駐輪をして他の施設やどこかへ行くという場合には使わない事がおそらく原則になると思われまます。違う用途で使われているようであれば、そのような用途で使わないよう、啓発等が必要ではないのかと思われまます。本日は施設管理者おりませんので一般的な利用形態の中でお話をさせていただきました。

○ 事務局（道路下水道総務課） 樹木に関する所管が、道路管理者の中でも道路管理課の管轄になりますので、具体的なことをお示しできないのですが、市の街路樹であれば道路維持課で管理をしていますので、市で伐採を行う義務があります。

ご意見は、民地からの樹木が自転車の通行に支障が出るような樹木への対応だと思いますが、そのような場合は、市の道路管理課から所有者の方に切ってくださいというお願いをいたします。それがなかなか改善されないときには、市で強制的に切ることも可能ですが、切った費用をその所有者の方にお支払いをいただくという通知をするケースも稀にはあります。基本的には、樹木の所有者がいますので、個人の財産、市の財産ということで、第三者が木を切ることは基本

的にはできなという事になります。よろしく申し上げます。

- 岡村会長 他委員の皆様からご発言ございましたらいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。後は、事務局で進行をお願いいたします。
  
- 事務局 本日はお忙しい中ありがとうございました。お帰りになって何かお気づきになった点、ご意見ご質問などがございましたら、都市計画までご連絡をいただければと思います。また、本日お車でご来場いただき朝日町駐車場をご利用の方はこの事務局までお声掛けください。次回の第29回ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会の日程につきましては、令和8年7月頃の開催を予定しております。改めてお知らせしますのでよろしくをお願いいたします。以上をもちまして第28回ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●閉会 午前11時25分